

経営者の退職金制度
小規模企業共済制度

国がつくった安心で
お得な制度。掛金は全
額所得控除となり、経
営者の退職金として受
け取れます。



問合せ先 (独)中小企業基盤整備機構
☎050-5541-7171 (共済相談室)

特定計量器(はかり)定期検査
の事前調査

特定計量器は、2年に1度定期検査
を受けることが必要です。事前調査
にご協力ください。

以下に該当する場合、6月18日(木)
までにご連絡をお願いします。

- ・令和6年8月以降に新たにはかりを
導入した場合
- ・前回の検査から使用するはかりの
台数に増減がある場合
- ・検査方法を変更したい場合

問合せ先 産業労働課(6階@番窓口)
☎939・1337

特定健診を受けてください

国民健康保険加入の方に健診をお
勧めするために、市の保健師などが
訪問をしています。

また次の期間、市が委託した業者
から健診をお勧めする電話をします。

実施期間 6月30日(火)まで
委託業者 ジェイエムシー(株)
発信番号 ☎0120・234・324

※口座番号を尋ねた
り、金銭の振り込み
などを依頼したりす
ることはありません。



13,300円相当の検査が
無料で受けられます！



「職場で同じような検査を受けた」と
いう方は、結果のコピーを提出いただ
くと、粗品をお渡しします。ご連絡い
ただければ、返信用封筒を送付します。

問合せ先 保険年金課保健事業担当
(1階@番窓口) ☎939・1353

高齢介護

介護保険施設での
食費・居住費の軽減制度

低所得の方には申請により認定証
を交付し負担軽減を行っています。

対象や負担限度額に
ついて詳しくは市ホ
ームページをご確認
ください。



有効期間 8月1日(土)～令和9年7
月31日(土)

申請方法 申請書と預貯金などの資
産が確認できる書類(直近2か月の
収支や口座残高が確認できる通帳
の写しなど)を窓口又は郵送で提出。
※現在、軽減制度を受けている方には、
6月中に更新のお知らせと申請書を
郵送します。

問合せ先 高齢介護課サービス担当(1
階@番窓口) ☎939・1165

国民健康保険・後期高齢者医
療制度の入院時の食事代等が
変わります

入院時の食事療養にかかる費用の
うち、食事代として自己負担いただく
標準負担額について、6月から下図の
ように変更されます。

入院時食事代の標準負担額
(1食あたり)

区分		改定前	改定後
下記以外の人		510円	550円 ※1
住民税非課税世帯 低所得者 Ⅱ(70歳以上の方) ※2	90日ま での入院	240円	270円
	過去12か 月で91日 以上の入 院	190円	220円
低所得者Ⅰ (70歳以上の方) ※2		110円	130円

療養病床に入院したときの食費
(1食あたり)

区分	改定前	改定後
下記以外の人	510円	550円 ※3
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ (70歳以上の方) ※2	240円	270円
低所得者Ⅰ (70歳以上の方) ※2※4	140円	160円

※1 指定難病、小児慢性特定疾患
の受給者証をお持ちの方は【改定
前】300円→【改定後】330円

※2 65歳以上の後期高齢者医療制
度加入者を含む

※3 一部医療機関では【改定前】
470円→【改定後】510円

※4 後期高齢者医療制度加入者
の方で老齢福祉年金受給者、境界層
該当者は【改定前】110円→【改定後】
130円

問合せ先

【国民健康保険にご加入の方】
保険年金課国民健康保険担当(1階
②番窓口) ☎939・1177

【後期高齢者医療制度にご加入の方】
保険年金課福祉医療担当(1階@番
窓口) ☎939・1186

国民健康保険料の減免・軽減

■減免

次のような事情により、支払いが
困難なときには、保険料を減免でき
る場合があります。

①災害、風水害、火災などにより居
住する住宅が被害を受けた場合(半
壊・半焼以上など制限あり)

②失業、廃業などで前年より所得が
減った場合(世帯で年間30%以上
の所得減など制限あり)

※会社都合により離職した方・自営
業を廃業した方は、特にご相談く
ださい。既に「特例対象被保険者
に係る届」を提出し、保険料が軽減
(前年の給与所得を100分の30と
して算定)される方も、別途減免が
適用となる場合があります。

※所得税の確定申告や市民税の申告
により、世帯全員の所得が必要です。

■軽減

雇用保険受給資格を有する特定受
給資格者(倒産・解雇などにより離職
された方)や特定理由離職者(雇止め
などにより離職された方)が国民健
康保険に加入された場合、保険料の
軽減制度があります。

軽減を受ける場合は、届け出が必要
です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 保険年金課国民健康保険担
当(1階@番窓口) ☎939・1177

ご存じですか 国民年金基金

国民年金(老齢基礎年金)の上乗せ
として、老後の所得保障の役割を果
たす公的な個人年金制

度です。加入は、国民
年金の保険料を納付し
ていることが前提です。



掛金は、年末調整や確定申告の際、
社会保険料として全額が所得から控
除され、受け取る年金にも、公的年
金控除が適用されるなど、税制面で
優遇措置があります。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 全国国民年金基金近畿支部
☎0120・65・4192

国民健康保険料納付通知書の
送付

6月中旬に世帯主宛てに送付します
ので、期限内に納付してください。

今回通知する保険料には、令和8年
3月17日以降に所得の申告をされた
方や、令和8年1月2日以降に転入さ
れた方の所得が反映されていない場
合があります。その場合、7月以降に
保険料を更正し、通知します。

保険料は、世帯の所得に応じて法
定軽減などの判定を行い算定すること
から、世帯全員の申告をお願いします。
(無収入の方や遺族年金、障害年金を
受給中の方等も申告が
必要です。)

※納付は口座振替が便
利です。詳しくは、
市ホームページをご確認ください。



子ども子育て支援納付金制度について

令和8年度より「子ども・子育て支援
金制度」が創設され、従来の国民健康
保険料や後期高齢者医療保険料に新
たに子ども子育て支援
金分が追加で賦課され
ます。詳しくはこちら▶



問合せ先 保険年金課国
民健康保険担当(1階@番窓口)
☎939・1177

マイナ保険証の利用を
ご検討ください

国民健康保険(水色)、
後期高齢者医療資格認
認書(桃色)の有効期限



は令和8年7月31日までです。マイナ保
険証は日常生活の中で利用できるシー
ンが広がっています。

【利用登録方法について】

マイナ保険証の利用登録は医療機
関・薬局にマイナンバーカードをお持
ちいただくとその場で登録できます。
※マイナポータルやセブン銀行ATM
からも登録が可能です。

申込・問合せ先 保険年金課福祉医療
担当(1階@番窓口) ☎939・1186
保険年金課国民健康保険担当(1階
@番窓口) ☎939・1177

令和8年度の国民健康保険料
軽減判定所得基準の見直し

世帯の前年中の所得が、決められ
た所得基準を下回っている場合は、
保険料の均等割額と平等割額が所得
に応じて7割・5割・2割軽減されます。
このうち、5割・2割軽減の基準額が
変更されます。

5割軽減基準額

(改正前)43万円+30万5000円
×被保険者数+(給与・年金
所得者数-1)×10万円 以下
(改正後)43万円+31万円×被保
険者数+(給与・年金所得者
数-1)×10万円 以下

2割軽減基準額

(改正前)43万円+56万円×被保
険者数+(給与・年金所得者
数-1)×10万円 以下
(改正後)43万円+57万円×被保
険者数+(給与・年金所得者
数-1)×10万円 以下

問合せ先 保険年金課国民健康保険担
当(1階@番窓口) ☎939・1177

納付忘れはありませんか

国民健康保険料、後期高齢者医療
保険料を、期限内に納付していない
方は、至急納付してください。納付
できない事情がある方はご相談くだ
さい。

問合せ先 保険年金課収納担当(1階@
番窓口) ☎939・1183

大阪府立夕陽丘高等職業技術 専門学校入校生

場所 大阪府立夕陽丘高等職業技術
専門学校(大阪市天王寺区上汐4-4-1)

【令和8年10月入校】

〈一般科目〉
・ビル設備管理科
・ビルクリーニング管理科
・建築内装CAD科

訓練期間 6か月

定員 各25人

〈障がいのある方を対象とした科目〉
・ワークアシスト科

訓練期間 1年

定員 20人

【令和9年4月入校】

〈障がいのある方を対象とした科目〉
・ジョブスキルアップ科
・キャリアスキルアップ科

訓練期間 1年

定員 各5人

※いずれも見学会あり
(要予約)。詳しくは
ホームページをご
確認ください。



問合せ先 大阪府立夕陽丘高等職業技
術専門学校 ☎06・6776・9900

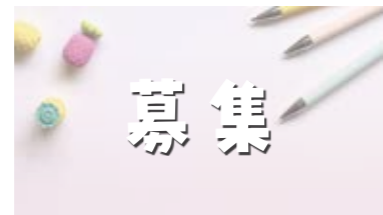
こちら羽曳野けいさつ署

☎952・1234



羽曳野警察署からのお願い

羽曳野警察署管内において、不法
滞在外国人が多数検挙されてお
ります。不法就労や不法滞在に
関する情報があれば、警察への
通報をお願いします。



介護サービス相談員

内容 介護サービスの質の向上を
目的に、利用者サービス提供事
業者との橋渡し役としての活動(当
面の活動場所は介護保険施設)

対象者

- ・介護サービス相談員養成研修(7日
間)を受講できる
- ・市内在住で40歳以上
- ・介護保険の事業所を有する法人等
に属していない
- ・月に3回~4回程度活動できる

定員 3人

選考方法 面接(7月中旬頃)

報酬 1日 1,000円

申込方法 6月30日(火)までに指定の申
込書に必要事項を
記入のうえ提出。



申込書の配布及び提出・問合せ先

高齢介護課サービス担当 (1階③
番窓口) ☎939・1165

「藤井寺市二十歳の集い」

実行委員

内容 令和9年1月11日(月・祝)に開
催を予定している「二十歳の集い」式
典の企画運営。式典当日には代表
で登壇し、花束受領などを予定。

対象 平成18年4月2日から平成19
年4月1日生まれで、市内在住の方

定員 12人程度

申込方法 6月28日(日)までに電話
又はオンライン窓口で

申込・問合せ先 生涯学習課生涯学
習・青少年担当(シュラ3階)
☎952・7800



▲市ホームページ



▲オンライン窓口

各種情報

みんなの暮らし応援給付金

受付期限 6月30日(火)まで

※当日消印有効

3月1日時点で藤井寺市に住民票登
録のある全市民に、はがきや封書を
送付しています。届いていない方は
お問い合わせください。

問合せ先 藤井寺市給付金対策室コー
ルセンター ☎936・3070

新しい区長を紹介

- ・古室地区 井関 利晃
- ・小山地区 山田 裕弘
(順不同、敬称略)

問合せ先 協働人権課広聴・協働担当
(1階④番窓口) ☎939・1331

マイナンバーカード交付及び 電子証明書の更新手続き 臨時窓口

日時 6月20日(土) 9時~12時
※上記の手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・本人確認書類
(下記2点はお持ちの方のみ)
- ・通知カード
- ・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁し
てください。

◇予約いただくとスムーズです。

【電子証明書の更新手続き】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明
用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合せ先 藤井寺市マイナンバーカー
ドコールセンター
☎939・1071

クビアカツヤカミキリに注意

クビアカツヤカミキリは、サクラ・
ウメ・モモなどのバラ科の樹木の中
に幼虫が入り込み、木の内部を食い
荒らしてしまう特定外来生物の昆虫で
す。発見した場合、幼虫は針金など
で刺し、成虫は踏みつぶすか殺虫剤
などで駆除してください。

防除については市ホームページを
ご確認ください。



▲成虫はからだ全体が黒く光沢
があり、胸部が赤いのが特徴

問合せ先 環境衛生課環境・公害・飼
犬登録担当(6階⑦番窓口)
☎939・1074

「熱中症特別警戒アラート(熱 中症警戒情報)」を発信

熱中症警戒アラートの発表状況に
ついては、環境省「熱中症予防情報サ
イト」でご確認ください。

なお、気温が特に著しく高くなるこ
とにより、熱中症による重大な健康被
害が生ずるおそれのある場合には「熱
中症特別警戒アラート」が発表されま
す。その際には、市LINE公式アカウ
ントで配信しますので、友だち登録を
お願いします。

問合せ先 環境衛生課環境・公害・飼
犬登録担当(6階⑦番窓口)
☎939・1074



▲環境省サイト



▲藤井寺市LINE



新築・増築家屋の調査

令和8年中に新築・増築した家屋は、
固定資産税・都市計画税が令和9年
度から課税されます。

課税するにあたり評価額を決定す
るため、職員が家屋調査に伺うか、
調査質問票のご提出を求めることが
あります。調査では、家の中に立ち
入り、各部屋の仕上げなどを確認し、
図面などをお借りする場合もありま
す。ご協力をお願いします。

登記をしない新築・増築家屋は、
必ず税務課まで届け出てください。

問合せ先 税務課資産税担当(2階②番
窓口) ☎939・1062



環境・安全

市の耐震診断補助制度を ご活用ください

まずは耐震診断を受けて
みませんか?



対象建物 昭和56年5月31日以前に
建築されたもので現に使用されて
いるもの

対象者 対象建物を所有する個人又
は法人

補助金額 (木造住宅の場合)耐震診
断費用は1㎡あたり1,100円以内
(上限5万円)

※その他要件により対象とならない
場合もありますので、事前に必ず
お問い合わせください。

問合せ先 都市デザイン課開発指導・
空家対策担当(4階④番窓口)
☎939・1207

税

市・府民税 第1期納期限6月30日(火)

納期限までにお納めください。□
座振替をご利用の方は預貯金残高を
確認してください。

※新たに口座振替での納付を希望さ
れる場合は、税務課窓口(キャッシュ
カード(暗証番号が必要)をお持ち
いただくか、引落口座がある金融機
関でお申し込みください。

キャッシュレス決済
でも納付できます。



詳しくはこちら▶

問合せ先 税務課納税担
当(2階②番窓口) ☎939・1066

固定資産税・都市計画税の 減免申請

次の①~④の全てに該当する方は、
固定資産税・都市計画税の額の2分
の1の減免を受けられます。

申請期間

6月1日(月)~8月31日(月)

申請要件

- ①令和8年1月1日時点で、納税義務
者が、65歳以上の方、特別障害者、
寡婦、ひとり親のいずれか
- ②納税義務者及び当該納税義務者と
生計を同じにする方全員が、令和8
年度の市・府民税均等割非課税以
下の所得金額

均等割非課税の所得金額

扶養人数	所得金額
なし	45万円以下
1人	101万円以下
2人	136万円以下
3人	171万円以下

③所有している固定資産が自己居住
だけで、所有家屋の延べ床面積
が70㎡以下

④固定資産税・都市計画税の年税額
(土地・家屋の合計)が5万円以下

申請・問合せ先 税務課資産税担当(2
階②番窓口) ☎939・1062